

令和5年度

第12回 農業委員会総会議事録

市川市農業委員会

第12回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月8日(金) 午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 市役所第2庁舎 4階 大会議室2

3. 農業委員 出席委員 10人

委員	1番	板橋	利行
	2番	石井	宏
	3番	小沢	伊知郎
	4番	朝倉	一江
	5番	太田	裕士
	6番	山野	孝一
	7番	岡崎	博一
	8番	神澤	晶子
	9番	小川	治夫
会長	10番	石橋	弘嗣

4. 農地利用最適化推進委員 6人

1番	久保田	章
2番	富田	憲一
3番	皆川	佳広
4番	石井	悦史
5番	大滝	與鷹
6番	平田	秀行

5. 議事日程

1 議事録署名委員の指名

2 会議書記の指名

3 議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	4件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件

議案第4号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	1件
議案第5号	令和5年度第8次農用地利用集積計画の決定について	3件
議案第6号	令和6年度国有財産管理人の推薦について	
報告第1号	農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について	1件
報告第2号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について (事務局長専決分)	19件
報告第3号	地目変更登記に係る回答について	2件
報告第4号	農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について	
報告第5号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の 証明願について	5件

6. 農業委員会事務局職員

次 長	館野 裕之
主 査	大山 幹夫
主 任	地村 環
主任書記	五木田 将也
書 記	土田 啓介

7. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただいまより、令和5年度第12回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、農業委員10名中10名、推進委員6名中6名出席しております。</p> <p>農業委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは、議席1番の委員、議席2番の委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の大山主査、土田書記を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第1班で、議席1番の委員、議席2番の委員です。</p> <p>農政関係は、第3班で、議席5番の委員、議席6番の委員です。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第6号までと、報告第1号から報告第5号までを議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、1件でございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局次長	<p>はい、議長。</p>

議長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」今回の申請は、1件でございます。</p> <p>議案の1、2ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、令和6年2月21日でございます。</p> <p>申請地は柏井町で、地目は山林で現況は畑、面積は185平方メートルの内100平方メートル、外1筆で、合計面積は2,558平方メートルの内1,400平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域です。</p> <p>申請理由につきましては、組合員が必要とする梨の花粉樹の耕作地とすることを目的に賃借権の設定をするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席7番の委員	はい、議長。
議長	はい、議席7番の委員。
議席7番の委員	<p>現地調査は、令和6年2月29日に農地調査班第4班と農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>譲受人は、農業協同組合であり、本件は市の特産である梨の栽培において、昨今の中国における火傷病の影響により、梨花粉の確保が困難となっていることから、組合員の梨栽培のために花粉を採取するためのものです。</p> <p>譲受人は現在、経営農地はなく、耕作放棄地等の問題はございません。</p> <p>現況は梨畑となっており、権利設定後は、接ぎ木をして梨の花粉樹として引き続き耕作するとのことです。</p>

<p>議 長</p>	<p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>第4班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>譲受人は、組合員が必要とする梨の花粉の採取を目的に賃借権の設定をするものでございます。</p> <p>通常、農地所有適格法人以外の法人は所有権などの権利の移転や設定ができません。</p> <p>しかし、本件は農地法第3条第2項ただし書き及び同法施行令第2条第2項第1号に規定する農業協同組合が構成員の行う農業に必要な施設の用に供されるものに該当するため、権利移動等の不許可の例外になります。</p> <p>また常時従事要件も対象外となります。</p> <p>権利設定後において、農地のすべてを効率的に利用すること、現地の農作業については譲渡人に委託する予定であり、譲渡人世帯の農作業従事日数は150日以上であり、主に梨を耕作している農家であることから、良好に耕作されることが想定され、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>

各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、許可することと決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号は、全会一致により許可することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、4件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、今回の申請件数は4件でございます。</p> <p>議案書の3から8ページをお願いいたします。</p> <p>(1)の申請受付日は、令和6年2月21日でございます。</p> <p>申請地は原木で、地目は畑、面積は3,310平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>転用目的は、貸駐車場にするものでございます。</p> <p>(2)と(3)は関連しておりますので一括してご説明します。</p> <p>申請受付日は、令和6年2月21日でございます。</p> <p>申請地は高谷で、地目は田、面積は33平方メートル外8筆で、合計面積は2,085平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>転用目的は、貸駐車場にするものでございます。</p>

	<p>(4)の申請受付日は、令和6年2月21日でございます。</p> <p>申請地は柏井町で、地目は田、面積は492平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>転用目的は、貸駐車場にするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席8番の委員	はい、議長。
議長	はい、議席8番の委員。
議席8番の委員	<p>現地調査は、令和6年2月29日に農地調査班第4班の委員で行いました。</p> <p>(1)の申請地は、県立市川特別支援学校の東側、おおむね200メートルに位置しており、現況は路地畑になっておりました。</p> <p>農地区分については、宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、既設のコンクリートブロック及び擁壁を設置し、土砂流出防止を行います。また、整地転圧の上、砂利敷とします。</p> <p>雨水については自然浸透させ、汚水・雑排水はありません。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>(2)と(3)は関連しておりますので一括してご説明します。</p> <p>申請地は、県立市川南高等学校の北側、おおむね100メートルに位置し、現況は路地畑になっておりました。</p> <p>農地区分については、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満である農地であること</p>

	<p>から、第2種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、鋼板土留を設置し、土砂流出防止を行います。</p> <p>また、整地転圧の上、砂利敷きとします。</p> <p>雨水については自然浸透させ、汚水・雑排水はありません。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>(4)の申請地は、県立市川大野高等学園の南東側、おおむね450メートルに位置しており、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、既設の防護壁を利用し、土砂流出防止を行います。</p> <p>また、整地転圧の上、砂利敷きとします。</p> <p>雨水については自然浸透させ、汚水・雑排水はありません。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>第4班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局。</p>
事 務 局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>(1)の申請人は、市内に居住する個人です。</p> <p>建設業を営む法人が事業拡大に伴い、増車を計画しており、その法人から駐車場として使用したい旨の要望があったことから申請するものです。</p>

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。

一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、被害防除が施されることから特に問題ございません。

工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は、令和6年6月30日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。

(2) と (3) は関連しておりますので一括してご説明いたします。

申請人は、市内に居住する個人です。

運送業を営む法人が事業拡大に伴い、増車を計画しており、その法人から駐車場として使用したい旨の要望があったことから申請するものです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。

一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、被害防除が施されることから特に問題ございません。

工事の予定につきましては、許可後3か月以内に着工し、完了は、着工後1か月となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。

(4) の申請人は、市内に居住する個人です。

建設機械賃貸業を営む法人が事業拡大に伴い、増車を計画しており、その法人から駐車場として使用したい旨の要望があったことから申請するもの

	<p>です。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は、着手後1か月となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、(1)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号(1)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p>

各 委 員	<p>続きまして、(2) 及び (3) は関連しておりますので、一括してお諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、(2) 及び (3) について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>異議なし。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号 (2) 及び (3) は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、(4) について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号 (4) は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、2件でございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
議 長	<p>はい、議長。</p> <p>はい、事務局次長。</p>
事務局次長	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、2件でございます。</p> <p>議案書の9から12ページをお願いいたします。</p> <p>(1) の申請受付日は、令和6年2月21日でございます。</p> <p>申請地は柏井町で、地目は山林で現況は畑、面積は19平方メートル外6</p>

	<p>筆で合計面積は1,140平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、車両置場及び資材置場を目的に賃借権の設定をするものでございます。</p> <p>(2)の申請受付日は、令和6年2月22日でございます。</p> <p>申請地は大町で、地目は山林で現況は畑、面積は97平方メートル外1筆で合計面積は194平方メートルです。</p> <p>区域区分は、農業振興地域ですが、農用地ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、車両置場を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席7番の委員	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>はい、議席7番の委員。</p>
議席7番の委員	<p>現地調査は、令和6年2月29日に農地調査班第4班の委員で行いました。</p> <p>(1)の申請地は、タムス市川リハビリテーション病院の東側、概ね200メートルに位置し、現況は露地畑になっておりました。</p> <p>農地区分については、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満である農地であることから、第2種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、鋼板土留を設置し土砂の流出を防止します。</p> <p>また、埋め立てはせず、敷地内は整地、転圧後、砂利敷きとします。</p> <p>譲渡人は、要望により賃借権の設定をするものです。</p>

<p>議 長</p>	<p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>(2)の申請地は、市川市立大町小学校の西側、概ね200メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、農用地区域外に位置し市街地化が見込まれる区域内のうち、鉄道駅から1キロメートル以内にあることから第2種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、型枠ブロックを設置し土砂の流出を防止します。</p> <p>また、埋め立てはせず、敷地内は整地、転圧後、砂利敷きとします。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p> <p>第4班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>(1)の譲受人は、市内在住で建設資材を販売する法人に勤務する個人です。</p> <p>現在譲受人は建設資材を販売する法人で働いていますが、独立をする予定です。</p> <p>土地選定にあたり、市街化と非農地を検討しましたが、希望に沿う土地が見つからず、申請地は自宅からも近く、まとまった土地で利便性も高いため、申請に至ったとのことでした。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p>

<p>議 長</p> <p>各 委 員</p>	<p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有り次第に着工し、完了は着工後1か月となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま</p> <p>(2)の譲受人は、松戸市に本店を置き、主に自動車販売業を営む法人です。</p> <p>譲受人は事業拡大に伴い増車を計画しており、申請地は事務所から至近距離にあり管理がしやすいことから申請に至ったとのこと</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、令和6年4月15日に着工し、完了は令和6年5月31日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>なし。</p>
-------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議 長	<p>「なし」という声がありました。 お諮りいたします。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(1)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第3号(1)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。 続きまして、お諮りいたします。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(2)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第3号(2)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。 次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、1件ございます。 事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局次長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局次長。</p>
事務局次長	<p>議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、ご説明いたします。 議案書の13ページをお願いいたします。</p>

	<p>相続人から租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、令和6年2月9日に「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」が提出されました。</p> <p>対象となる特例農地は、北方町の農地1筆で面積は1,438平方メートルのうち719平方メートルです。</p> <p>地目は「畑」で、現況は「露地畑」でございます。</p> <p>なお、特例農地の相続開始は令和5年8月23日でございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席3番の委員	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>はい、議席3番の委員。</p>
議席3番の委員	<p>議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和6年2月28日に第2班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>農業経営は、被相続人と長男夫婦及びその子の4名で農業に従事していました。</p> <p>特例農地については願出人が相続し、引き続き農業経営を行っていくとのことでした。</p> <p>特例農地の状況ですが、県立市川東高等学校の南側に位置した畑1筆、面積は1,438平方メートルのうち719平方メートルです。</p> <p>適正に肥培管理されておりました。</p> <p>調査班といたしましては、願出人を「相続税の納税猶予に関する適格者」として証明することが相当と判断いたします。</p> <p>以上でございます。</p>

議 長	<p>第2班から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。 お諮りいたします。 議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第4号は、全会一致により証明することと、決定いたします。 次に、議案第5号「令和5年度第8次農用地利用集積計画の決定について」、3件ございます。 事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局次長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局次長。</p>
事務局次長	<p>議案第5号「令和5年度第8次農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。 議案書の15、16ページをお願いいたします。 本件は、令和6年2月22日付けで、市川市長より令和5年度第8次農用地利用集積計画（案）が、3件提出されましたので、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項並びに農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものでございます。</p>

<p>議長</p>	<p>説明は以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席4番の委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、議席4番の委員。</p>
<p>議席4番の委員</p>	<p>議案第5号「令和5年度第8次農用地利用集積計画の決定について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和6年2月28日に、第2班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>今回は、3件の農用地利用集積計画案でございます。</p> <p>はじめに1番について、借り手は須和田在住の方です。</p> <p>鎌ヶ谷市在住の貸し手の方が所有する農地を賃貸借するものです。</p> <p>申請地は、市川市立柏井小学校の北側に位置した畑4筆、現況は「露地畑」でございます。</p> <p>合計面積は、2,321平方メートルで、設定期間は、1年間です。</p> <p>現況は、良好に保全管理されておりました。</p> <p>借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回賃貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。</p> <p>これらのことから、今回、決定を求められた令和5年度第8次農用地利用集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。</p> <p>続きまして2番について、借り手は東京都江東区在住の方です。</p> <p>大町在住の貸し手の方が所有する農地を賃貸借するものです。</p> <p>申請地は、北総線大町駅の南側に位置した畑1筆、現況は「露地畑」でございます。</p> <p>面積は、1,223平方メートルで、設定期間は、2年間です。</p> <p>現況は、良好に保全管理されておりました。</p>

	<p>借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回賃貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。</p> <p>これらのことから、今回、決定を求められた令和5年度第8次農用地利用集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。</p> <p>最後に3番について、借り手は北方町在住の方です。</p> <p>曾谷在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。</p> <p>申請地は、市川市立柏井小学校の北側に位置した畑2筆、現況は「露地畑」でございます。</p> <p>合計面積は、994平方メートルで、設定期間は、3年間です。</p> <p>現況は、良好に保全管理されておりました。</p> <p>借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回使用貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。</p> <p>これらのことから、今回、決定を求められた令和5年度第8次農用地利用集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第5号「令和5年度第8次農用地利用集積計画の決定について」、1番から3番について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第5号は、全会一致により原案のとおり、決定いたします。</p>

	次に、議案第6号「令和6年度国有財産管理人の推薦について」、事務局から議案の説明をお願いいたします。
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	議案第6号「令和6年度国有財産管理人の推薦について」、ご説明いたします。 議案書の17ページをお願いいたします。 千葉県農林水産部から、国有財産管理人に推薦する候補者について、依頼があったものでございます。 なお、国有財産管理人の設置人数は1名です。 要件としましては、国有財産の見回り及び連絡通報等の職責を十分に遂行し得ると認められる者となっております。 業務としましては、市内にあります国有農地を定期的に見回っていただくものです。 説明は以上でございます。
議長	事務局からの説明がおわりました。 それでは、国有財産管理人の指名方法について、ご意見はございますか。
議席1番の委員	議長一任。
議長	「議長一任」との声がありました。 それでは、私から指名することとして、よろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
議長	ご異議なしと認めます。 現在、国有財産管理人は、今年度から議席5番の委員に務めていただいて

	<p>おりますが、引き続き、来年度も議席5番の委員にお願いしたいと思います。 これに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 議席5番の委員、よろしいでしょうか。</p>
議席5番の委員	<p>令和6年度も引き続きよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>よって、議案第6号は、全会一致で太田委員を「令和6年度国有財産管理人」に推薦する候補者に決定いたします 以上で、議案の審議は終了いたしました。 次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」、1件ございます。 事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局次長。</p>
事務局次長	<p>報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」、報告いたします。 議案の19ページをお願いいたします。 令和5年4月3日付けで相続が発生し、相続人からは、令和6年2月1日に権利取得の届出がありました。 なお、農業委員会によるあっせん等の希望はありませんでした。 報告は、以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。 次に、報告第2号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出</p>

	<p>について」(事務局長専決分)、19件ございます。 事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>報告第2号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局長において専決しましたので、報告いたします。 議案の21ページをお願いいたします。 今回の報告は、令和6年2月2日から2月29日までに届出がされたものであり、農地法第4条の届出は、15件、31筆、8,748.18平方メートル、第5条の届出は、4件、4筆、1,055.00平方メートルで、第4条と第5条の合計は、19件、35筆、転用面積は、9,803.18平方メートルとなります。 なお、詳細につきましては22ページから25ページまでの記載のとおりです。 報告は、以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。 次に、報告第3号「地目変更登記に係る回答について」、2件ございます。 事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>報告第3号「地目変更登記に係る回答について」、報告いたします。 議案の27ページ、28ページをお願いいたします。 (1)については、令和6年1月30日付けで千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。</p>

	<p>土地の所在は原木、面積は146平方メートル外3筆、合計面積は609平方メートルで市街化調整区域に位置しており、登記簿の地目を「田」から「雑種地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されました。本件に係る転用許可申請等は提出されておられません。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和6年2月8日に農地調査班第4班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただきました。</p> <p>なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」とし、その他参考事項として、現況については「駐車場」と記載した上で回答しました。</p> <p>(2)については、令和6年2月5日付けで千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。</p> <p>土地の所在は奉免町、面積は186平方メートルで市街化区域に位置しており、登記簿の地目を「畑」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されました。</p> <p>本件に係る申請状況は、平成10年7月27日に農地法第5条に基づいて「住宅」を目的に転用許可等がなされております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和6年2月8日に農地調査班第4班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただきました。</p> <p>なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」とし、その他参考事項として、現況については「宅地」と記載した上で回答しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第4号「農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について」、事務局より、報告いたします。</p>
議長	はい、議長。
事務局次長	はい、事務局次長。
議長	はい、事務局次長。

事務局次長	<p>報告第4号「農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について」報告いたします。</p> <p>議案の29ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、農地法第52条に基づき、農業委員会が地域における実勢賃借料を調査して、広く情報提供をするものです。</p> <p>この賃借料情報は、全国農業会議所の「農地の賃借料情報提供の手引き」に基づき、過去1年間に、実際に締結された賃貸借契約等の賃借料に関する情報を収集し作成しております。</p> <p>今回は令和5年1月から12月までの賃借料水準10アールあたりの年額について、情報提供をするものです。</p> <p>なお、賃借料情報の項目として、地域区分は設定せず、農地の種類別に田、畑、樹園地に区分し、それぞれの平均額、最高額、最低額を掲載しております。</p> <p>賃借料の平均額を農地の区分ごとに前年と比較いたしますと、田は同額、畑は2,000円値上がりし、樹園地は1,400円値下がりしております。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第5号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、5件でございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>はい、事務局次長。</p>
事務局次長	<p>報告第5号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、報告いたします。</p> <p>議案の31ページ、32ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予の継続届出書を税</p>

議 長	<p>務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されました。</p> <p>令和6年1月25日から2月19日までに申請のあった5件について現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため証明書を発行しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> <p>これで、令和5年度第12回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------